

実施日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
R7.11.5	株式会社OfficeWellDone	ケアプランいちねん	居宅介護支援	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	退院・退所加算の算定に当たって、病院等の職員から必要な情報の提供をカンファレンスにより受ける場合には、カンファレンスの要件を満たすこと。	○
R7.11.6	合同会社アルパカ	マルベリーケア	居宅介護支援	無	-	-	-
R7.11.7	R E R I S E 株式会社	ケアプランセンターつぐみ	居宅介護支援	無	-	-	-
R7.11.11		サクラ居宅介護支援事業所 西寺方	居宅介護支援	有	運営に関する事	サービス担当者会議の開催等により、居宅介護サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。	○
R7.11.13	株式会社まごころ	サクラ訪問介護・西寺方	訪問介護	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
						訪問介護計画を適正に作成すること。	○
						月ごとの勤務表を作成し、勤務の体制を定めておくこと。	○
						感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。	○
						虐待防止対策検討委員会の結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。	○
R7.11.14	株式会社ASMI LE	&ケア居宅介護支援館ヶ丘事業所	居宅介護支援	有	運営に関する事	サービス担当者会議の開催により、居宅介護サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	○
						居宅サービス計画（第6表）の同意は、署名又は押印により得ること。	○
						感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	○
						介護給付費の算定及び取扱いに関する事	同一敷地内建物等に居住する利用者について、単位数を適正に算定すること。
R7.11.18	アリア株式会社	ザオーケアプラン八王子	居宅介護支援	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
		ザオーケア訪問看護ステーション八王子	(介護予防)訪問看護	有	介護給付費の算定及び取扱いに関する事	緊急時訪問を適正に算定すること（介護予防を含む。）。	○
					運営に関する事	訪問看護計画書を適正に作成すること（介護予防を含む。）。	○
R7.11.19	Charis株式会社	介護サービスむらた村	訪問介護	有	運営に関する事	業務継続計画に係る訓練を定期的実施し、訓練の内容を記録すること。	○
						感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るとともに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施し、訓練の内容を記録すること。	○
						虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、介護従業者に周知徹底を図るとともに新規採用時に虐待の防止のための研修を必ず実施し、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置すること。	○
R7.11.20	Lien株式会社	ケアステーションクレア	訪問介護	有	運営に関する事	訪問介護計画を適正に作成すること。	○
R7.11.20	株式会社ひまわり	フラワー訪問介護事業所	訪問介護	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	緊急時訪問介護加算を適正に算定すること。	○

実施日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
R7.11.21	株式会社アルファスケアパートナーズ	アルファスケアパートナーズ	訪問介護	有	運営に関する事	業務継続計画に係る訓練を定期的実施し、訓練の内容を記録すること。	○
						感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るとともに感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施し、訓練の内容を記録すること。	○
						虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護従業者に周知徹底を図るとともに虐待の防止のための指針を整備し、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置すること。	○
					介護給付費の算定及び取扱いに関する事	高齢者虐待防止措置未実施減算を適正に算定すること。	○
R7.11.26	株式会社BAGUS	ケアステーションさくら	訪問介護	有	運営に関する事	指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供し、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するとともに職場におけるハラスメントの内容及び対応方針の明確化、職員への周知・啓発及び相談に対応する担当者の選定等、相談対応窓口の設置及び職員への周知等の必要な措置を講ずること。	○
				有		非常災害の発生時の業務継続計画を策定するとともに、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、研修及び訓練の内容を記録すること。	○
				有		感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図るとともに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施し、訓練の内容を記録すること。	○
				有		指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。	○
				有		虐待防止対策検討委員会の結果について、訪問介護員等に周知徹底を図り、虐待防止研修を新規採用時に必ず実施すること。	○
				有		介護給付費の算定及び取扱いに関する事	業務継続計画未策定減算を適正に算定すること。
R7.11.27	社会福祉法人美蘭会	絹の道ケアプランケアプランセンター	介護予防支援	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
R7.11.28	合同会社一期一会	ケアプランdeいちごいちえ	居宅介護支援	無	-	-	-
R7.11.28	株式会社プラスケアサポート	介護ショップ多摩南	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと(介護予防を含む)。	○
				有	介護予防福祉用具貸与計画にサービスの提供を行う期間を記載すること。	○	
R7.11.28	合同会社寄り添う介護なごみ	寄り添う介護なごみ	訪問介護	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○
				有		訪問介護計画を適正に作成すること。	○
R7.12.2	株式会社サンウェルズ	サンウェルズ八王子ヘルパーステーション	訪問介護	無	-	-	-
		サンウェルズ八王子訪問看護ステーション	訪問看護	無	-	-	-
R7.12.5	株式会社T. S. I	ケアステーションあんじえす八王子	訪問介護	有	運営に関する事	事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該利用者の家族等に連絡を行うこと。	○
		訪問看護ステーションルーチェ八王子	(介護予防)訪問看護	有	運営に関する事	訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該訪問看護計画書を利用者に交付すること(介護予防を含む)。	○

実施日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況
R7.12.10	医療法人社団洋光会	ケアショップわかば	(介護予防)福祉用具貸与	有	運営に関する事	福祉用具貸与計画を適正に作成すること。(介護予防を含む)	○
			特定(介護予防)福祉用具販売	有	運営に関する事	福祉用具販売計画を適正に作成すること。(介護予防を含む)	○
R7.12.11	株式会社アスール	デイサービスアスール南大沢	地域密着型通所介護	有	運営に関する事	月ごとの勤務表を作成し、雇用契約等を締結し、資質向上のために研修の機会を確保するとともにハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。	○
						業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	○
						非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること。	○
						感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じること。	○
						運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催すること。	○
虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、介護従業者に周知徹底を図るとともに虐待の防止のための指針を整備し、虐待の防止のための研修を定期的実施し、虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置すること。	○						
介護給付費の算定及び取扱いに関する事	高齢者虐待防止措置未実施減算を適正に算定すること。	○					
R7.12.12	株式会社ツクイ	ツクイ八王子	通所介護	無	-	-	-
R7.12.16	株式会社SPS	医療連携施設悠七国	有料老人ホーム	有	有料老人ホーム事業の運営	個人情報の取り扱いについて法律等を遵守すること。	○
					職員の衛生管理等	職場におけるハラスメントの内容及び対応方針を明確にし、職員に周知・啓発すること。	○
					衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。	○
					職員の配置	適切に勤務表を作成すること。	○
					身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること。	○
					入居者募集等	パンフレット等に有料老人ホームの類型を明示すること。	○
					情報開示	広告等に「有料老人ホームの類型及び表示事項」に定められた項目を盛り込むこと。	○
					非常災害対策	風水害に対処するための計画を策定すること。	○
		訪問介護ステーション悠七国	訪問介護	有	運営に関する事	訪問介護計画を適正に作成すること。	○
					利用者の家族の個人情報をを用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○	
介護給付費の算定及び取扱いに関する事	同一敷地内建物等に居住する利用者について、単位数を適正に算定すること。	○					
訪問看護ステーション悠七国	訪問看護	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報をを用いる場合の当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	○		

実施日	法人名	事業所名	事業種別	文書指摘の有無	指摘内容分類	指摘内容	改善状況		
R8.1.16	医療法人社団早雲会	グループホームさんのう	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	有	運営に関する事	利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと(介護予防を含む)。	○		
						従業者であった者が、利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること(介護予防を含む)。	○		
						運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議の記録を公表すること(介護予防を含む)。	○		
						協力医療機関の要件を満たす医療機関の情報を市に届け出ること(介護予防を含む)。	○		
							介護給付費の算定及び取扱いに関する事	口腔衛生管理体制加算を適正に算定すること(介護予防を含む)。	○
		小規模多機能施設さんのう	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	有	運営に関する事	介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適正に作成すること。	○		
						利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと(介護予防を含む)。	○		
						非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと(介護予防を含む)。	○		
業務継続計画に係る研修を定期的実施すること(介護予防を含む)。	○								
従業者の勤務の体制を定めておくこと(介護予防を含む)。	○								
感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること(介護予防を含む)。	○								
運営推進会議の会議録を公表すること(介護予防を含む)。	○								
R8.1.23	医療法人社団愛友会	看護小規模多機能やりみず	看護小規模多機能型居宅介護	有	運営に関する事	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。	○		
						①サービス担当者会議の開催により、居宅介護サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。 ②居宅サービス計画を適正に作成すること。	○		
						看護小規模多機能型居宅介護計画を適正に作成すること。	○		
						利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	○		
R8.1.23	ファミリー・ホスピス株式会社	ファミリー・ホスピス堀之内ハウス	有料老人ホーム	有	設備	避難設備等の不備に係る改善計画書を提出すること。	○		
					職員の配置	生活相談員を配置すること。	○		
					非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を策定し、避難等必要な訓練を行うこと。	○		
					衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。	○		
					運営懇談会の設置等	運営懇談会を速やかに設置し、運営すること。	○		
					重要事項の説明等	入居者が希望する医療・介護サービスの利用を妨げない旨を明記すること。	○		
					情報開示	広告等に「有料老人ホームの類型及び表示事項」に定められた項目を盛り込むこと。	○		
R8.2.20	株式会社メディカルライフケア	幸せふくろう八王子左入町	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	有	運営に関する事	運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きを記載すること	○		
						居宅サービス計画を適正に作成すること。	○		